第三次四万十市子ども読書活動推進計画

四万十市読書活動推進
キャラクター「ぶっくん」

令和５年３月

四万十市教育委員会

はじめに

四万十市では、平成 29 年度に「こころゆたかに―読書で育む四万十（しまんと）市の子どもたち―　読書を通じ感性・考える力・生きる力を養う」を基本目標とする第二次四万十市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもたちが自主的に読書をする習慣を身に付け、本との出会いや感動を通して知識を深め、豊かな感性を磨いていくことができるよう、読書文化を地域に根付かせるための取り組みを進めてまいりました。

令和元年度には、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校は臨時休校となり、図書館は閉館、イベントは中止を余儀なくされました。不要不急の外出自粛が呼びかけられる中、それまで当たり前にできていたことができなくなり、本の魅力に改めて気づかされた方も多いのではないでしょうか。

私は子どもの頃から読書が好きでした。本を開けば、そこには様々な世界が広がります。物語であれば、本を開くたび、時空を超え、様々な登場人物となり、世界中を駆け巡ることができます。これまで経験したことのない出来事や様々な価値観と出会うことができ、そこには無限の世界が広がるのです。自由な行動に制限がかかる中でも、本を通して、行きたいところに行くことができ、そこには何の制限もなく、心をときはなしてくれる世界が広がっているのです。

この本のすばらしさを、すべての四万十市の子どもたちに感じてもらいたいと願っています。

子どもたちを取り巻く環境は日々変化しており、多くの子どもがインターネットを活用するようになりました。子どもたちの情報収集方法も読書の形も大きく変わってきています。

あらゆる媒体を通して、さまざまな情報を入手した子どもたちが、形は変わっても、入手した情報を正しく活用できるよう、そして、読書活動を通じ、感性や考える力を、そして生きる力を養うことができるよう取り組みを進めてまいります。

最後になりますが、本計画の作成にご尽力いただきました委員の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和５年３月

四万十市教育長　久保　良高

もくじ

第１章　計画策定にあたって……1

第１節　計画策定の背景……1
第２節　法的根拠……1
第３節　計画期間……2
第４節　計画策定体制……2
第５節　第二次計画の評価……3

第２章　四万十市の現状と課題……7

第１節　子どもたちの現状……7
第２節　学校の状況……11

第３章　基本理念と推進体制……14

第１節　基本理念と基本目標……14
第２節　重点施策……15
第３節　推進体制……16

第４章　計画推進に向けての取り組み……18

第１節　家庭等における読書活動の推進……18
第２節　保育所等における読書活動の推進……19
第３節　学校における読書活動の推進……20
第４節　市立図書館における読書活動の推進……21

第５章　参考資料……25

第１節　四万十市子ども読書活動推進委員会設置条例……25
第２節　計画策定の流れ……26
第３節　推進委員名簿……27

第１章　計画策定にあたって

第１節　計画策定の背景

国では、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、平成 14 年８月に環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次計画）」を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組みました。これを受け、高知県では平成 18 年 11 月に高知県子ども読書活動推進計画を策定しました。

四万十市においては、平成 24 年 11 月に、四万十市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもたちに読書を通じ感性や考える力、生きる力を磨き、ゆたかな自己表現力や発想力、そして郷土への関心を身に付けてもらうことを目標に取り組みました。平成 30 年３月には目標をわかりやすく数値化した第二次四万十市子ども読書活動推進計画を策定、取り組みを進めてきました。

第二次計画の最終年度にあたり、これまでの評価・課題整理を行い、国の子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）や第四次高知県子ども読書活動推進計画を踏まえ、第三次四万十市子ども読書活動推進計画を策定しました。

第２節　法的根拠

子ども読書活動推進計画は、平成 13 年に施行された子どもの読書活動の推進に関する法律の第９条第２項により、市町村に計画策定が努力義務として位置づけられています。

■子どもの読書活動の推進に関する法律第９条第２項

市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

第３節　計画期間

本計画の期間は、令和５年度（2023 年）から令和９年度（2027 年）の５年間とします。なお、毎年度、四万十市子ども読書活動推進委員会による計画の進捗管理を行います。

第４節　計画策定体制

１　計画の協議

本計画を策定するにあたり、学校教育関係者・社会教育関係者・家庭教育関係者・学識経験者により構成される「四万十市子ども読書活動推進委員会」により、四万十市の実情に合わせた計画の策定を目的として協議を行いました。

２　パブリックコメントの実施

計画策定にあたり広く市民の意見を募り、よりよい計画とするため、パブリックコメントを実施しました。

公募期間	場所	広報	方法	結果
令和４年 11 月 21 日 ～ 令和４年 12 月 21 日	生涯学習課事務所 西土佐教育分室 市立図書館（本館・分館）	広報四万十 市ホームページ	所定の意見書に意見を記入し直接・郵送・ファックス・メールにより提出	２件

第５節　第二次計画の評価

各分野で積極的な取り組みが行われ、読書環境の整備は進んできている一方で、中学生の市立図書館利用では改善が見られませんでした。

また、新型コロナウイルス感染症による影響は、各種事業にも影響を及ぼし、イベントの中止または参加者の人数制限等、計画通り事業を行うことができませんでした。

評価の方法　◎：目標値達成
○：目標値を達成できなかったが、計画策定時より改善
△：改善がみられなかった

１　家庭地域

指　標		計画策定時	R3	目標	評価
市立図書館での（読み聞かせ）参加者数を拡大する	本館	449 人	286 人	471 人	△
	分館	179 人	186 人	187 人	○
地区集会所や高齢者施設等に配本サービスを開始する		１か所	４か所	３か所	◎

２　保育所等

指　標	計画策定時	R3	目標	評価
保育者による絵本の読み聞かせ等を毎日行う	100%	100%	継続	◎
絵本等を題材にして、運動会や生活発表会、季節の行事等の保育活動に積極的に取り入れて行う	11.7%	100%	70%	◎
絵本を一緒に読むことの大切さや市立図書館の活用等保護者に保育所だより等で積極的に啓発する	5.9%	94.7%	70%	◎
保育所からの貸出絵本について「読んでいる」の割合を増やす	89%	93.9%	94%	○
保育所からの貸出絵本について「読んでいる」のうち「毎日」「時々」の割合を増やし、２回以上保護者に読んでもらう	56%	40.3%	61%	△

3　学校

指　標		計画策定時	R3	目標	評価
朝読書等の全校一斉読書を実施する	小	100%	100%	継続	◎
	中	100%	100%	継続	◎
ボランティアによる読み聞かせを学校活動に取り入れる	小	100%	92.3%	継続	△
	中	100%	90%	継続	△
学校図書館の古い図書の廃棄や、本の紹介をする等して環境整備を継続して進める	小	85%	100%	92%	◎
	中	72%	100%	81%	◎
学校図書館教育担当者会や学校図書館支援員の会を継続実施する	小	実施	実施	継続	◎
	中	実施	実施	継続	◎
総合的な学習で学校図書館を活用する	小	92%	100%	100%	◎
	中	72%	70%	90%	△
並行読書や調べ学習、総合学習等で市立図書館を活用する	小	92%	100%	100%	◎
	中	90%	90%	100%	△
特別な支援を必要とする子どもが本と出会い、豊かな読書体験ができるよう個々に応じた読書活動の支援	小	実施	実施	継続	◎
	中	実施	実施	継続	◎

4　市立図書館

指　標		計画策定時	R3	目標	評価
児童書の個人貸出冊数の増加		49,411 冊	44,835 冊	51,881 冊	△
ブックスタートで絵本パック等を渡した家庭数		100%	100%	継続	◎
ブックスタートで「赤ちゃん向け絵本リスト」を配布する		未実施	実施	実施	◎
市立図書館でのおはなし会（読み聞かせ）参加者数を拡大する【再掲】	本館	449 人	286 人	471 人	△
	分館	179 人	186 人	187 人	○
市立図書館が実施するこども読書活動に関する事業の総参加者数を拡大する	本館	1,024 人	1,574 人	1,075 人	◎
	分館	406 人	459 人	426 人	◎
保育所向けの情報発信をする		未実施	実施	実施	◎
ストーリーテリングやエプロンシアター等保育所訪問等により実施する		未実施	74%	10%	◎
保育所、小中学校への巡回文庫を継続実施		実施	実施	継続	◎
児童書の小中学校への団体貸出冊数の増加	小	4,400 冊	3,158 冊	4,840 冊	△
	中	434 冊	518 冊	477 冊	◎
小学生の図書館見学や中学生の職場体験等の受入、内容の充実	小	181 人 （10 校）	232 人 （6 校）	継続	◎
	中	5 人 （3 校）	5 人 （3 校）	継続	◎
子ども司書養成講座による子どもの読書活動推進リーダーの育成（H30～R4）		13 人	８人	18 人	△

指　標		計画策定時	R3	目標	評価
中学生の図書館利用率の向上	新規登録者数 （実質登録者数）	78 人 （192 人）	10 人 （192 人）	85 人	△
	貸出者数	898 人	513 人	978 人	△
市内高校への配本サービス等高校との連携事業に取り組む		未実施	実施	実施	◎
地区集会所や高齢者施設等に配本サービスを開始する【再掲】		１か所	４か所	３か所	◎
学校図書館教育担当者や学校図書館支援員の研修を支援する		実施	実施	継続	◎
全小学校における学校図書検索データベース「TOOLi-S」の継続利用		実施	実施	継続	◎
ボランティアのための研修会等を実施し、参加者を拡大する		33 人	8 人	36 人	△
特別な支援を必要とする子どもが本と出会い、豊かな読書体験ができるよう個々に応じた読書活動の支援		実施	実施	継続	◎
ホームページ、フェイスブック、ツイッター等による情報発信		HP 子どもページ未開設	HP 子どもページ開設	HP 子どもページ開設	◎

第２章　四万十市の現状と課題

第１節　子どもたちの現状

１　読書が好き・どちらかといえば好きな割合

平成 29 年度調査では、小学生・中学生ともに全国や高知県の数値を下回っていましたが、令和４年度調査で、小学生は大きく増加し、全国・高知県の数値を上回りました。一方で、中学生は減少傾向にあります。

【全国学力・学習状況調査より（R2 中止）】

２　学校の授業時間以外の普段（月～金）の読書時間
（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）

（１）　平日 10 分以上読書をする割合

小学生・中学生ともに全国・高知県の数値を大きく上回りましたが、小学生では減少傾向にあります。

【全国学力・学習状況調査より】

（２）全く読書をしない割合

平成 29 年度は中学生で全国・高知県よりも高い割合となっていましたが、令和４年度には大きく改善しました。また、小学生は全国・高知県の数値より低い割合で推移していますが、若干増加傾向にあります。

【全国学力・学習状況調査より】

３　昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館に行く割合

月に１回以上学校図書館や地域の図書館に行く割合は、令和元年度調査では、平成 29 年度調査と比較し、小学生・中学生ともに増加しました。また、小学生で 60.5%（全国 40.5%、高知県 45.9%）、中学生では 31.3%（全国 20.4%、高知県 25.9%）と全国・高知県の数値を大きく上回りました。

【平成 29 年度全国学力・学習状況調査より】

【令和元年度全国学力・学習状況調査より】

4　本を読まない理由

本を読まない理由は「他のことをしていて時間がなかったから」「普段から本を読まないから」「他にしたいことがあったから」が多く挙げられています。

【平成 30 年度子供の読書活動の推進等に関する調査研究（文部科学省）より】

5　インターネット利用状況

集団生活をはじめると、インターネット利用率が急激に増え、小学生以上では 96%を超える子どもが利用しています。

【令和３年度青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府）より】

※インターネット利用とは、サイトやコンテンツを見たり、文書を書き込んだりすることをさし、WEB サービス及びアプリケーションを含む。

第２節　学校の状況

１　図書標準の達成状況

図書標準達成率が平成 28 年度と比較し低下しており、小学校・中学校共に低い割合となっています。この理由として、古い図書を廃棄する等環境整備が進んだことも要因として考えられます。

【平成 28 年度　学校図書館現状調査より】

【令和２年度　学校図書館現状調査より】

２　電算化の状況

令和２年度学校図書館現状調査で、高知県の蔵書データベース化の状況について、小学校では 51.4%、中学校で 50.8%でした。また、蔵書のデータベース化をしている学校のうち、貸出業務を電算化している学校については、小学校で 70.5%、中学校で 63%となっています。高知県と比較して、四万十市の電算化が進んでいないことがわかります。

●蔵書のデータベース化の状況　　【令和２年度学校図書館現状調査より】

●貸出業務の電算化　　【令和２年度学校図書館現状調査より】

３　朝読書の実施頻度

全校一斉読書については市内全小中学校で実施されていますが、小学校では 42.9%、中学校では 90.9%が毎日実施しており、毎日実施していない学校でも週に複数回実施しています。

【令和２年度学校図書館現状調査より】

４　全校一斉読書以外の読書活動

一斉読書以外の読書活動も様々な取り組みが行われ、読書活動の推進が図られています。

【令和２年度学校図書館現状調査より】

第３章　基本理念と推進体制

第１節　基本理念と基本目標

読書活動を通し、子どもたちは楽しみながら知識を習得したり、物事を考える力を養うことができます。この読書活動を習慣化することで、子どもたちは国語力を向上させるだけでなく、生きる力を一生の財産として身に付けることができます。

また、このあふれかえる情報化社会の中で、正しい情報や、やすらぎを与えてくれるのも読書の魅力です。新型コロナウイルス感染症がパンデミックを引き起こしたのは、第二次計画の中間年にあたる令和２年でした。この未知のウイルスの影響は、様々な分野に及びましたが、読書活動についても各種事業の中止や規模縮小を余儀なくされる等、第二次計画の推進に大きな影響を与えました。

子どもたちが成長していく上で、実際に体験をすることはとても大切であり、これに勝るものはありません。しかし、実体験ができない時でも、子どもたちは本から正しい知識を得ることができ、また、開いた本に没頭した時、本が子どもたちをあらゆるものから解放し、自分自身を静かに見つめる機会をくれます。

四万十市では、平成 30 年度から令和４年度まで第二次計画に基づき、子どもたちが自主的に読書をする習慣を身に付け、本との出会いや感動を通して知識を深め、豊かな感性を磨いていくことができるような読書文化を地域に根付かせるよう、「家庭・地域」「保育所等」「学校」「市立図書館」と子どもの発達段階に応じた読書活動を推進するとともに、子どものみならず、周りの大人の読書活動を推進するため、各種取り組みを行ってまいりました。第二次計画の中間年以降は、思うような活動のできない期間ではありましたが、読書の意義を一人ひとりが考えさせられる期間となりました。

第三次計画では、第二次計画の達成度や現在の課題を踏まえ、今後の四万十市の子ども読書活動を推進していく上での目指すべき姿として、第二次計画の基本理念の考え方と基本目標を継承し、読書を通じ、心豊かな子どもたちの育成に取り組んでいきます。

１　基本理念

本に親しむことは、言葉を学び、感性や表現力を磨き、豊かな心を育むと共に、考える力の発達を促します。特に、子ども時代の成長期に読書の喜びや楽しさを知ることは、人生をより深く生きるための基礎となり、子ども自身を支える力となります。

読書を通じ、子どもたちが豊かな創造力や表現力を身につけ、郷土である四万十市を愛する心を持ち、健やかに成長することを願い、四万十市のすべての子どもたちが積極的に本にふれあい、読書に親しむことができるよう環境を整備し、子ども読書活動の推進を図ります。

２　基本目標

しまんと
こころゆたかに―読書で育む四万十市の子どもたち―
＝　読書を通じ感性・考える力・生きる力を養う　＝

第２節　重点施策

第二次計画では、それぞれの段階における取組は推進され、全国学力・学習状況調査において、小学生では「読書が好き・どちらかといえば好き」と答えた割合が増加し、「平日10分以上読書をする割合」も増加しました。一方で「平日全く本を読まない」と答えた小学生は低い割合ではありますが増加傾向にあり、中学生では、「読書が好き・どちらかといえば好き」と答えた割合は減少し、図書館の利用回数も減少しています。

この間、子どもたちを取り巻く環境も変化しました。コロナ禍、読書活動にも多くの制約があり、以前のような啓発ができない状態が長期化しています。また、GIGAスクール構想により市内のすべての学校にタブレット端末が整備され、タブレット端末を活用した授業も行われています。今後はGIGAスクール構想と連動した取組が必要です。また、令和元年６月に、障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現を目指した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。

第三次計画では、このような背景や第二次計画の実績及び四万十市の現状等から、基本目標達成のため次の２点を重点施策とし、読書活動の推進に取り組みます。

１　子どもの発達段階に応じた読書活動の機会の充実

第二次計画では、本との出会いとなる乳幼児期の子どもたちへの取組として、市立図書館をはじめ、地域や保育所等が連携し、絵本を楽しみ、より興味を持ってもらえるよう取り組んできました。学童期以降においては、学校における学習指導要領に基づく読書活動の推進が図られ、地域や市立図書館とも連携を図りながら、子どもたちが本に興味関心を持つことができるよう取り組んできました。

今後も関係機関と連携を図りながら、乳児期からの子どもの発達段階に応じた読書活動の機会の充実を図り、より子どもが読書活動に興味を持つことができるよう取り組んでいきます。

２　情報を読み取り活用する子どもの育成

情報機器の利用が高まり、家庭でも子どもがパソコンやスマートフォン等により、インターネットを利用しており、学校においてもタブレット端末を活用した授業が行われるようになりました。

これまで「紙の図書」により行っていた情報収集方法も多様なものに変わってきています。このような背景から、誰もがそれぞれ自分にあった形で読書を楽しみ、様々な情報資源の中から必要となる情報を読み取り、活用することができるよう取り組んでいきます。

第３節　推進体制

乳幼児期には、周りの大人から言葉をかけてもらったり、自分の言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等で絵本に興味を持ち、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本の世界を楽しむようになります。

小学校低学年では、自分で本を読み、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。中学年になると、本を最後まで読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めるようになり、読み通すことができる子どもは、自身の考え方と比較して読むようになり、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。高学年では好みの本の傾向が現れ読書の幅が広がります。

中学生になると、多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。

高校生になると、読書の目的、資料の種類に応じて読むようになり、知的興味に応じて幅広く多様な読書ができるようになります。

このような特徴を踏まえ、発達段階に応じた生活の場面で推進を図って行く必要があることから、「家庭等」「保育所等」「学校」「市立図書館」で連携を図りながら取り組みを進めます。

家庭等

子どもの読書習慣は、幼いころからの読書体験を通して身についていくことから、最も身近にいる保護者の役割は重要です。子どもに対する啓発を行うことと合わせ、保護者に読書活動について理解を深めてもらうよう取り組みます。

保育所等

核家族化や共働き家庭の増加等により、家庭の中で子どもが大人と関わる時間が減少しており、保育者が子どもと絵本を通して、豊かな会話や体験を重ねていくことが重要です。

学校

自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」、学習活動に取り組むための「学習センター」、情報活用能力を育成する「情報センター」としての機能を持つ学校図書館の整備・充実に努めます。また、学校図書館を活用し、子どもの主体的で対話的で深い学びの実現に向け取り組むとともに、自主的で自発的な学習活動や読書活動へと促すよう取り組みます。

市立図書館

市立図書館は、子ども読書活動推進計画の中核を担う施設として、あらゆる読書活動推進に関わる取組の実施や支援をし、四万十市子ども読書活動推進計画の実現に努めます。

また、市立図書館施設内の環境整備や資料の充実を図るとともに、市内の関連施設等と連携し取り組みます。

第４章　計画推進に向けての取り組み

第１節　家庭等における読書活動の推進

１　これから子育てを始める妊婦に対し、絵本の読み聞かせの意義等啓発を行います。啓発方法については対象者の意見を伺いながら効果的な方法を検討します。

２　乳幼児健診時におけるブックスタート事業を継続し、ボランティアの方とともに、絵本の楽しさ・大切さを保護者に伝え、すべての家庭に絵本があり、親子で絵本を楽しめる家庭環境を作ります。

３　「赤ちゃん向け絵本リスト」を活用して、乳幼児期における家庭での読書活動を推進します。

４　市立図書館におけるおはなし会や絵本の紹介を通して、保護者が子どもと絵本を楽しむきっかけを作ります。また、対象年齢に合わせて絵本の楽しさ・大切さを子どもと保護者に伝えることができるよう取り組みます。

指　　標	R3実績値	R9目標値
乳児対象おはなし会の実施	未実施	実施
市立図書館でのおはなし会（読み聞かせ）の参加者数を拡大する	本館　286人 分館　186人	本館　300人 分館　200人

５　市立図書館に来館が難しい子ども等より多くの子どもに本に触れてもらう機会をつくるため、団体貸出の拡大に努めます。

指　　標	R3実績値	R9目標値
団体貸出の拡大（相互貸借を除く）	18カ所	21カ所

第２節　保育所等における読書活動の推進

１　保育者は子どもたちが絵本やおはなしに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうことができるよう、絵本の読み聞かせ等を毎日の保育活動の中で継続して積極的に行います。

指　　標	R3実績値	R9目標値
保育者による絵本の読み聞かせ等毎日行う	100%	100%

２　絵本を題材として、絵本の中の言葉遊びや絵本の中で体験したこと等を保育活動に取り入れて、子どもたちと楽しみ、より絵本の楽しさに触れる機会を作ります。

指　　標	R3実績値	R9目標値
絵本等を題材に、運動会や生活発表会、季節の行事等の保育活動に積極的に取り入れる	100%	100%

３　家庭での読書活動推進のため、保育所だよりやこどもとしょかんだより等を活用し、絵本にふれあう子どもたちの様子を紹介したり、絵本を一緒に読むことの大切さや市立図書館の活用、子ども読書の日等について積極的に啓発します。

指　　標	R3実績値	R9目標値
絵本を一緒に読むことの大切さや市立図書館の活用等保護者に保育所だよりやこどもとしょかんだより等で積極的に啓発する	94.7%	100%

４　保護者の保育参加の日等に保護者による絵本の読み聞かせ時間を取り入れることで、保護者に関心を持ってもらいます。

５　週末等に家庭に絵本を積極的に貸し出し、保護者と子どもが一緒に絵本を楽しめる環境を作ります。

指　　標	R3実績値	R9目標値
保育所からの貸出絵本について「読んでいる」の割合を増やす	93.9%	97%

６　保育者の絵本に対する認識を深める研修に参加します。

第３節　学校における読書活動の推進

１　朝読書や読み聞かせに全校で継続的に取り組み、本に出会える時間を確保します。また、ボランティアによる読み聞かせ活動の推進も継続的に取り組みます。

指　　標	R3実績値	R9目標値
朝読書等の全校一斉読書の実施	（小）100% （中）100%	（小）100% （中）100%
ボランティアによる読み聞かせ実施	（小）92.3% （中）90.0%	（小）100% （中）100%

２　子どもたちが興味を持って利用できるよう、蔵書の充実に努めるとともに、古い図書の廃棄や新たに購入した本の紹介を魅力的に行う他、学校図書館の環境整備に努めます。さらに、子どもたちが学習活動に取り組むための「学習センター」「情報センター」としての機能を持つ学校図書館にするために、教育研究所が主体となり、専門的な研修の機会を設けます。

指　　標	R3実績値	R9目標値
学校図書館の古い図書の廃棄や本の紹介をする等環境整備の継続実施	（小）100% （中）100%	（小）100% （中）100%

３　教育研究所が主体となり、学校図書館教育担当者会、学校図書館支援員の会を定期的に実施し、継続して情報共有や研修に努めます。

指　　標	R3実績値	R9目標値
学校図書館教育担当者会や学校図書館支援員の会を継続実施	（小）実施 （中）実施	（小）継続 （中）継続

４　学習指導要領に基づいた計画的な学校図書館利用により、その機能の活用を図りながら、子どもが自主的に読書をし、発達段階に応じ読書活動を充実していくことができるよう取り組みます。また、電子書籍の活用他、様々な情報資源を活用する際、必要とされる情報活用能力の育成にも取り組みます。

指　　標	R3実績値	R9目標値
計画的な学校図書館利用	（小）100% （中）100%	（小）100% （中）100%

5　特別な支援を必要とする子どもが本と出会い、豊かな読書活動を体験できるよう、市立図書館等の資料も活用しながら個々の子どもの状態に応じた読書活動支援の推進を図ります。

指　　標	R3実績値	R9目標値
特別な支援を必要とする子どもが本と出会い、豊かな読書活動を体験できるよう、個々に応じた読書活動支援	（小）100% （中）100%	（小）100% （中）100%

第４節　市立図書館における読書活動の推進

1　赤ちゃんから多感な時期の高校生まで、子どもの成長、発達段階に応じて、長く読み継がれる良質な図書はもちろん、視野を広げ、好奇心を育む自然科学系等様々な分野の、多種多様な資料の充実を図るとともに、児童書の貸出冊数の増加に努めます。

指　　標	R3実績値	R9目標値
児童書の個人貸出冊数の増加	44,835冊	47,080冊

2　これから子育てを始める妊婦に対し、絵本の読み聞かせの意義等啓発を行います。啓発方法については対象者の意見を伺いながら効果的な方法を検討します。（再掲）

指　　標	R3実績値	R9目標値
妊婦期への啓発【再掲】	未実施	実施

3　子どもが小さい頃から本に親しむことができるよう、ブックスタート事業や「ぽっぽの広場」を継続し、家庭で絵本に親しむきっかけづくり、環境整備に努めます。また、ブックスタート時に、「赤ちゃん向け絵本リスト」を配付し、継続した読書活動につながるよう支援を行います。（再掲）

指　　標	R3実績値	R9目標値
ブックスタート事業継続実施【再掲】	100%	100%

4　市立図書館で行っているおはなし会に、乳児対象時間を設け、絵本の楽しさ・大切さを保護者に伝える機会を拡充します。（再掲）

また、子どもの読書週間に合わせた行事や、子どもを対象としたイベントを積極的に行い、読書の大切さや楽しさを伝える機会とするとともに、本やインターネット等様々な情報源から目的に応じた情報収集を行い、活用することができるような取り組みも検討します。

指　　標	R3実績値	R9目標値
乳児対象おはなし会の実施【再掲】	未実施	実施
市立図書館でのおはなし会（読み聞かせ）の参加者数を拡大する【再掲】	本館　286人 分館　186人	本館　300人 分館　200人
市立図書館が実施するこども読書活動に関する事業の総参加者数を拡大する	本館　1,574人 分館　459人	本館　1,660人 分館　490人

5　子どもに絵本により興味関心を持ってもらうため、保育所等での絵本の読み聞かせ等を継続して行います。

指　　標	R3実績値	R9目標値
絵本の読み聞かせ等保育所訪問等で実施	74%	79%

6　保育所や小中学校への巡回文庫配本サービスを継続実施し、子どもたちに本を届けます。合わせて、学校からの調べ学習資料や並行読書希望図書の配送サービス等の支援体制整備に努めます。

指　　標	R3実績値	R9目標値
保育所、小中学校への一人当たりの貸出冊数（巡回文庫含む）の増加	（保）5.5冊 （小）4.1冊 （中）3.4冊	（保）6冊 （小）5冊 （中）4冊

7　小学生の市立図書館見学、中学生・高校生の職場体験等を積極的に受け入れし、内容を充実します。

8　小中学校における読書活動を活性化するため、子ども司書養成講座を開催し、学校図書館の環境整備や読書活動に取り組む子どもの読書活動推進リーダーを育てます。

指　　標	H30～R3 実績値	R5～R9目標値
子ども司書養成講座による子どもの読書活動推進リーダーの育成	8人	13人

9　子どもの市立図書館利用を促進するため、利用者アンケート結果等を参考に、子どもがより利用しやすい環境整備に努めます。

指　　標	R3実績値	R9目標値
子どもの市立図書館登録率の向上	（乳幼児）11.1% （小学生）25.3% （中学生）21.6% （中学卒業後）16.6%	（乳幼児）17% （小学生）31% （中学生）27% （中学卒業後）22%

10　高校への配本サービス等学校との調整を図り、取り組みます。

11　市立図書館に来館が難しい子ども等より多くの子どもに本に触れてもらう機会をつくるため、団体貸出の拡大に努めます。（再掲）

指　　標	R3実績値	R9目標値
団体貸出の拡大（相互貸借を除く）【再掲】	18カ所	21カ所

12　四万十市教育研究所と協力し、学校図書館教育担当者、学校図書館支援員の研修支援等に努めます。

13　全市立小学校において利用している学校用図書検索データベース「TOOLi-S」を全市立中学校でも利用できるよう整備します。

指　　標	R3実績値	R9目標値
全市立中学校における学校用図書検索データベース「 TOOLi-S 」の利用	未実施	実施

14　新たな読書ボランティアや、子どもと本をつなぐ人の育成を推進します。

15　子どもの読書活動を支える人たちの研修会を実施し、支援体制に努めます。引き続きボランティア活動に対しての保険を継続実施します。さらにボランティアと協働し、子どもの読書活動推進に取り組みます。

16　特別な支援を必要とする子どもが本と出会い、豊かな読書活動を体験できるよう個々の子どもの状態に応じた読書活動支援に努めます。

17　ホームページ、フェイスブック、ツイッター等により情報を発信し、利用者数の向上に努めます。

第５章　参考資料

第１節　四万十市子ども読書活動推進委員会設置条例

（設置）

第１条　子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第９条第２項の規定に基づき、四万十市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定及び進捗管理を行い、子どもの読書活動に関する施策を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、四万十市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

（１）　推進計画の策定に関すること。

（２）　推進計画の進捗管理に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員10人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（１）　学校教育関係者

（２）　社会教育関係者

（３）　家庭教育関係者

（４）　学識経験者

（５）　前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期等）

第４条　委員の任期は、２年とする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、第３条第２項に規定する委嘱又は任命後に最初に行われる会議については、教育委員会が招集し、前条の委員長及び副委員長が互選されるまでは委員の中から互選により仮議長を選出して議事を進行する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、図書館の事務を所掌する課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第２節　計画策定の流れ

日　　程	内　　容
令和４年９月１日	第１回四万十市子ども読書活動推進委員会（書面開催） ・第二次四万十市子ども読書活動推進計画 　実績報告及び評価 ・第三次四万十市子ども読書活動推進計画方向性の検討
令和４年 10 月 19 日	第２回四万十市子ども読書活動推進委員会 ・第三次四万十市子ども読書活動推進計画素案検討
令和４年 11 月 21 日 ～令和４年 12 月 21 日	パブリックコメントの実施
令和５年１月 13 日	第３回四万十市子ども読書活動推進委員会 ・第三次四万十市子ども読書活動推進計画案検討
令和５年３月	第三次四万十市子ども読書活動推進計画策定

第３節　推進委員名簿

	氏　　名	区　　分	所属団体等
1	中平　晋祐	社会教育	四万十市立図書館協議会長
2	瀧本　満美	家庭教育	四万十市保育所長会
3	石川　真紀	学校教育	教科外・領域サークル研究会 読書・図書館教育研究会会長
4	岸本　教恵	学校教育	高知県学校図書館協議会幡多ブロック会副会長
5	藤原　昭彦	学校教育	四万十市教育研究所長
6	山﨑　寿幸	学校教育	四万十市教育委員会　学校教育課長
7	稲田　美和	社会教育	四万十市立図書館長
8	田辺　恵美子	学識経験者	四万十市読み聞かせボランティア会長

任期　令和３年 10 月 20 日～令和５年 10 月 19 日

第三次四万十市子ども読書活動推進計画

発 行 日：令和５年３月
編集発行：四万十市教育委員会生涯学習課

ＴＥＬ：0880-34-7311
ＦＡＸ：0880-35-4260
ＭＡＩＬ：kominkan@city.shimanto.lg.jp

川とともに生きるまち

shimanto

四万十市